

アジア文化芸術フェローシップ

担当：文化事業部 人物交流チーム

◆ 概要

国際交流基金（以下「JF」という。）は、日本 ASEAN 友好協力 50 周年（2023 年）を契機に、日本と ASEAN の次世代の交流促進と人材育成を目的とする包括的な人的交流事業「次世代共創パートナーシップ－文化の WA2.0－」（以下、「文化の WA2.0」という）を、2033 年度にかけて集中的に実施します。

国際交流基金 - 次世代共創パートナーシップ - 文化の WA2.0 -
<https://www.jpf.go.jp/j/project/special/bunkanowa2/index.html>

この取組において、日 ASEAN 間の人的交流を推し進めるべく、以下 5 つの目的を達成するための事業を実施・支援します。

- ・ 日 ASEAN 間における将来にわたる強固な信頼関係の構築
- ・ 多層的な人的ネットワークの強化
- ・ 共通課題解決に向けた協働
- ・ 懸け橋となる次世代人材の育成
- ・ 多文化共生社会の発展への貢献

本プログラムは、文化の WA2.0 の目的に合致した領域で、本プログラムの趣旨に沿う活動を行う個人に対する支援として、日本と ASEAN、東ティモールにおいて、国の枠を超えた共同／共創事業を担い活躍する、文化芸術分野の人材を幅広く育成することを目的とし双方向型のフェローシップを提供します。

◆ 対象分野及び対象活動

1 対象分野

文化芸術に関連する分野（美術、舞台芸術、音楽、文芸、映像、生活文化、スポーツ等）。

2 対象活動

日本または ASEAN 諸国または東ティモールを拠点に、対象分野において活動する個人が、一定の期間拠点国外に滞在し、文化芸術分野に関する調査・研究・創作活動やネットワーク・プラットフォームの構築などを目的として行う活動。



◆ 申請資格

1 対象人物

対象分野にて活動する個人（アーティスト、研究者、キュレーター、プロデューサー、アドミニストレーター、コーディネーター、エデュケーター等を含むが、これらに限らない）

2 国籍及び永住権

申請個人は次の要件をどちらも満たす必要があります。

ア 日本、ASEAN10 か国または東ティモールに居住している。

イ 日本、ASEAN10 か国または東ティモールの国籍・市民権・永住権を保持している。

3 その他の要件

ア 申請者は心身共に健康であること。

イ 申請者は日本語もしくは英語にて意思疎通が可能であること。

※ 活動内容により特定の外国語の能力が不可欠と判断される場合は、当該言語の語学力の証明を求める場合があります。

ウ 日本（JF 本部）からの送金を受けることができる申請者名義の銀行口座を保持していること。又は、フェローシップの支給経費の受給までに開設できること。

◆ フェローシップ期間

短期（10日～59日）

長期（60日～180日）

◆ 支給内容

支給内容は下記の通りです。

- ・ 滞在費
- ・ 国際航空運賃（エコノミークラス割引運賃）
- ・ 保険
- ・ 活動補助費

※ 滞在費、保険、活動補助費は活動国や活動期間に応じて支給されます。詳しくは申請要領をご確認ください。

◆ 採用実績（参考）

今年度が初回のため参考数値なし。



◆ 選考方針

申請された活動内容に応じて、以下のような要素を総合的に判断して採否を決定します。また、JFの事業方針との関係も重視します。

- 1 「次世代共創パートナーシップー文化のWA2.0ー」および本プログラムの趣旨に沿った活動内容であるか。また、その活動内容を遂行する能力を有しているか。
- 2 活動の目的及び達成目標の明確性、テーマの妥当性。
- 3 活動対象地での実施が目的・計画上必要不可欠であるか。
- 4 活動に鑑みて妥当な受入機関や受入協力者の承諾が得られているか。
- 5 活動目的に国を超えた協働の要素が認められるか。また、そのために必要かつ合理的な協力者や機関の承諾が得られているか。
- 6 当該分野における過去の実績、または本活動を踏まえた申請者の今後のさらなる発展性などが認められるか。
- 7 成果がフェロー本人の業績にとどまらず、一般社会に還元できるものであるか。
- 8 当該地域・分野の将来の発展や、そのための基盤形成に寄与するか。

◆ 申請締切

2025年12月2日（火） 13時（日本時間）（公募申請サイト）

◆ 結果通知

2026年4月下旬頃

◆ 応募にあたっての留意事項

申請前に本プログラムの申請要領及び申請書類作成ガイドを必ずご確認ください。

全プログラム共通の申請手続や注意事項についてはJFウェブサイトに記載しています。ご応募の際にご一読ください。

JFウェブサイト：[国際交流基金 - 申請手続、申請資格、注意事項](#)